

役員及び評議員の報酬等に関する規程

社会福祉法人大成慈恵会役員及び評議員の報酬等に関する規程

(目的)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人大成慈恵会（以下「法人」という。）定款第 8 条及び第 2 1 条の規定に基づき、役員、評議員（以下「役員等」という。）の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 評議員とは、定款第 5 条に規定する評議員をいう。
- (2) 役員とは、定款第 1 5 条に規定する理事及び監事をいう。
- (3) 報酬とは、報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金をいう。また、費用とは明確に区分されるものとする。
- (4) 費用とは、職務遂行に伴い発生する日当、交通費、旅費（宿泊費を含む）等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第 3 条 役員等の報酬は、定款第 8 条及び第 2 1 条に定めるとおり無報酬とする。

(費用)

第 4 条 役員等が出張する場合は、別に定める旅費規程に基づいて、旅費を支給する。
2 役員等が職務の遂行にあたって旅費以外の費用を要する場合は、別に定める役員等費用弁償規程に基づいて、当該費用を支給する。

(公表)

第 5 条 法人は、この規程をもって、社会福祉法第 5 9 条の 2 第 1 項第 2 号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補足)

第 6 条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

(改廃)

第 7 条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附 則

(施行期日等)

1. この規程は、平成30年7月1日から施行する。